

県央県南クリーンセンター維持管理計画書

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第4条の5)

(昭和46年9月23日厚生省令第35号、改正平成13年3月30日環境省令第111号)

構造基準	適合状況
1 施設へのごみ投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	定量ずつ連続的に投入できるよう、ピット&クレーン方式で均一に混合し、投入します。
2 イ～タ 省略 (該当せず)	
レ 省略 (該当せず)	
ソ 省略 (該当せず)	
ツ 省略 (該当せず)	
ネ 省略 (該当せず)	
ナ～ケ 省略 (該当せず)	
フ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	設備内部が高温の部分は全て密閉構造として、外部と遮断します。ごみ投入部はごみシールに加え、ロータリーゲートにより、投入時以外は外部と遮断します。また、投入量はクレーンスケールにより管理・監視します。また、消防法・建築基準法、その他法令・規則及び所轄消防署の指導に従い、必要な防火設備・消火設備を設置します。
<p>3 ガス化改質方式</p> <p>イ(1) 投入するごみの数量及び性状に応じ、ガス化設備におけるごみのガス化に必要な時間を調節すること。</p> <p>(2) ガス化設備内をごみのガス化に必要な温度に保つこと。</p> <p>(3) 改質設備中のガスの温度をガスの改質に必要な温度に保つこと。</p> <p>(4) 改質設備中のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(5) 除去設備に流入する改質ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りではない。</p> <p>(6) 除去設備に流入する改質ガスの温度(除去設備内で冷却された改質ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(7) 冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんを除去すること。</p>	<p>ごみのガス化に要する時間は、ごみの性状により異なります。そのため、熱分解炉内のごみ量(レベル)を一定に保つことで、ごみの確実な熱分解を行い、過剰投入を防止します。実際には、熱分解炉内のごみ量をレベル計により常時監視し、ごみの投入量を制御することで炉内滞留量を一定とし、必要なガス化時間を確保します。</p> <p>脱ガスチャンネル(熱分解炉)の温度を常時監視します。間接加熱で必要な温度を保ちます。</p> <p>本設備では、ガスの改質を行うための適正温度を約1200℃としています。ガス改質部分には酸素バーナーが設置されており、これにより酸素供給量を制御して炉内温度を約1,200℃に保持します。</p> <p>高温反応炉出口のガス温度を連続的に測定し、その結果を記録します。</p> <p>改質されたガスは約1,200℃でガス改質部から急速冷却塔へ流入します。改質ガスはここで大量の水(酸性水)で急速に約70℃まで冷却します。</p> <p>急速冷却出口のガス温度を連続的に測定し、その結果を記録します。</p> <p>急速冷却部上部に付着したばいじんは、スクレパーにより機械的に除去します。その後、ばいじんは急速冷却部において、冷却水側に移行し、系外の水処理設備で凝集沈殿処理され、資源物として金属水酸化物、混合塩に精製されます。</p>

構造基準	適合状況
<p>(8) 除去設備の出口における改質ガス中厚生大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が0.1ng/m³以下となるようにごみのガス化及び改質を行うこと。</p> <p>(9) 除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素の濃度を6月1回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>高温反応炉での約1,200℃(滞留時間2秒以上)での高温熱分解、及び無酸素状態での急速冷却により除去設備出口(除湿後)において、精製改質ガス中のダイオキシン類濃度0.01ng/m³N以下を達成します。</p> <p>除去設備出口(除湿後)において、精製改質ガス中のダイオキシン類濃度を1回、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素および硫化水素濃度を6ヶ月に1回測定し、その結果を記録・保存します。</p>
<p>口 省略 (該当せず)</p>	
<p>4~9 省略 (該当せず)</p>	
<p>10 ごみの飛散及び悪臭の飛散を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>設備を密閉構造としてごみの飛散を防止しますが、定期的に巡視を行い、万が一ごみの飛散があった場合には直ちに清掃を実施します。</p> <p>悪臭についても設備の密閉化を図り、必要な個所は臭気を吸引して薬液洗浄式脱臭装置により、脱臭を行います。特にごみピット室については、施設の作業時以外も常時脱臭設備を稼働させピット内を負圧に保ち、臭気の漏洩を防止します。</p> <p>また、プラットホームには防臭剤自動散布装置を設置し、定期的に防臭剤を散布します。</p> <p>万が一、悪臭の漏れが発生した場合には必要に応じて防臭剤の散布等を行います。</p>
<p>11 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清掃を保持すること。</p>	<p>ごみピットには防虫剤自動散布装置を設置し、定期的に防虫剤を自動散布することで蚊、はえ等の発生を防止します。</p> <p>施設内は定期的に清掃を実施し、常に清潔な環境条件を保ちます。特にプラットホームは毎日洗浄を行い、清潔を保ちます。</p>
<p>12 著しい騒音及び新道の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>騒音及び振動対策として、騒音発生の低い機器の選定をし、必要に応じ防音被覆や防音小屋内への収納等の防音措置を行います。振動についても振動緩衝装置の設置等を行います。</p>
<p>13 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。</p>	<p>(該当せず)</p> <p>本施設は排水無放流方式で計画しています。プラントから発生する無機系排水、有機系排水および生活排水等の全ての排水(雨水を除く)は、本施設にて適切な処理を行い再使用し、場外には放流しません。</p>
<p>14 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。</p>	<p>本施設の運転に必要な計測器(温度計、圧力計、流量計)を設置し、適正な運転が行われるよう監視・制御を行います。</p> <p>ガスエンジン、ガスボイラの排ガスについては、NO_x、SO_x、HCl、ばいじん、酸素の連続測定を行い、常に排出ガスが基準値以内であることを監視します。また、大気汚染防止法に従い、上記ガス及びダイオキシン類の定期的な測定を行います。</p> <p>機器は定期的に必要な点検・整備(日常点検、月例点検、年次点検)を行い、常に最適な状態を保ち、必要な機能を発揮できるようにします。</p>
<p>15 市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。</p>	<p>施設の維持管理は、県央県南広域環境組合が自らが計画し、実施します。</p>
<p>16 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。</p>	<p>施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存します。</p>